

## 放射線作業安全管理

### 1. 適用法規

- (1) 法律第57号「労働安全衛生法」(H4. 5. 22)
- (2) 労働省令第30号「電離放射線障害防止規則」(H13. 4. 1)

### 2. 放射線装置室等設置届出

検査作業の実施に先立ち、労働安全衛生法第88条の規定に基づき、放射線装置室等(新設)届に放射線装置摘要書及び管理区域を示す図面を添えて所轄の労働基準監督署に提出する。

### 3. X線装置の取扱い等

X線装置の取り扱いについては、取扱説明書によるものとするが、特に次の諸点については、充分留意しなければならない。

- (1) 電源の1次線の接続は、所定のコンセントを使用すること。またアース線の接続を確実にすること。
- (2) 制御器は発生器からできるだけ離して安定した位置に設置し、照射中に発生器付近に人の立ち入りを監視出来る位置を選ぶこと。

### 4. 管理区域の設定

X線装置の使用場所において、外部放射線による実効線量の合計が3月間につき1.3ミリシーベルト(1cm)を超えるおそれのある区域を管理区域として設定する。管理区域は、トラロープ、標識、赤色回転灯等により表示する。

### 5. X線作業主任者の職務

当該管理区域のX線作業主任者に任命された者は、法の定めるところに従い次の業務を行うものとする。

- (1) 管理(立入禁止)区域の標識が規定に適合して設けられるように措置する。
- (2) 散乱線防止のための措置を行う。
- (3) 制御器は発生器からできるだけ離して設置し、かつ、非常の際等には直ちにX線の発生を停止することが出来るように措置する。
- (4) その他放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件を調整する。
- (5) 照射を開始するにあたって、あらかじめ管理区域(立入禁止区域)内に労働者が立ち入っていないことを確認する。
- (6) 従事者が規定された被曝線量測定用具(ガラス線量計またはフィルムバッジ)等を適切に装着しているかどうかを点検する。